号外 第10号 平成 28 年 3 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・ (人事課) ○熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正す () 5

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 第1条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一 部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
再職外員(任員の)の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 13 14 5 16 7 8 9 10 11 2 13 14 5 16 7 8 9 10 11 2 2 2 2 2 4 2 5 6 7 8 2 2 2 2 2 3 3 3 2 3 3 4 5 3 6 7 8 9 2 2 2 3 3 3 4 5 6 7 8 9 5 1 2 3 3 4 4 4 5 6 7 8 9 5 1 5 2 3 4 5 5 6 6 1 2 5 3 4 5 6 6 1 2 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 1 2 2 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 2 3 1 4 5 6 7 8 9 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Hamilton Hamilton	63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 109 110 110 110 110 110 110 110 110	232, 264 233, 769 235, 373 236, 878 238, 282 239, 787 241, 091 242, 395 243, 699 245, 002 246, 106 247, 510 248, 714 249, 918 252, 423 253, 727 254, 931 256, 235 257, 138 258, 442 259, 645 260, 849 261, 952 263, 156 264, 460 265, 664 266, 767 267, 870 268, 974 270, 077 271, 180 272, 384 273, 487 274, 590 275, 593 276, 696 277, 799 278, 903 280, 006 281, 109 282, 212 283, 315 284, 418 285, 522 286, 525 287, 527 288, 430 289, 536 291, 640 292, 342 293, 244 294, 147 295, 150 296, 052 297, 055 298, 058 299, 763 300, 666 301, 568 302, 471	125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 187 187 187 187 187 187 187 187 187	317, 915 319, 319, 319, 319, 319, 319, 319, 319,
再任用 職員						233, 973

		第
を		
Γ	公懲せ	第
法	こ務戒て	4
	の員処考	条
に	場法分慮	第
改	合(をす	3
\otimes	に昭受る	項
中るの	お和けも	中
0	い2たの	Γ
	て5こと	同
	、年とす	日
	同法そる	前
	日律の。	,]
	の第他	を
法。	· 翌 : 2 こ	· 与「る
. (日 6 れ	同
(昭	1, に	関日
「和	号 準	すの
12	! ず	· る 属
5	以る	規す
年	下事	則る
法	由	の年
律	法に	<u>ー</u> の
第	該	部前
2	と当	を年
6	いし	次の
1	うた	の 9
号	ع	よ 月
0) き	う 3
以	第は	に 0
下	2	改日
Γ	9	正以
法	条れ	す前
;]	らら	う 「」
と	規の	îc
<i>١</i> ٧	定事	改
う	に 由	め
O	よを	`
)	る併	同

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
再職外員任員の用以職	$\begin{smallmatrix} 1 & 2 & 3 & 4 & 5 & 6 & 7 & 8 & 9 & 10 & 11 & 22 & 13 & 14 & 15 & 16 & 17 & 18 & 19 & 20 & 12 & 22 & 22 & 24 & 25 & 6 & 27 & 28 & 29 & 20 & 20 & 20 & 20 & 20 & 20 & 20$	Harmonia Harmonia	63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 88 99 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 105 105 105 105 105 105 105 105 105	円 228,000 229,100 230,600 231,900 233,200 234,500 235,700 236,900 238,200 239,500 240,600 241,900 244,300 244,300 244,300 245,000 255,400 255,400 255,400 257,300 252,600 253,800 255,000 257,300 258,500 257,300 258,500 259,700 260,800 261,900 262,900 264,000 265,100 267,400 263,400 277,500 271,600 277,700 273,700 274,800 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 278,000 279,100 281,100 282,000 281,100 282,000 284,000 285,100 288,500 289,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 291,400 292,300 293,900 293,900 293,900 293,900 293,900 293,900 293,900 293,900 293,900 293,900 294,800	125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185	310, 700 312, 100 313, 500 315, 000 316, 400 317, 900 320, 700 322, 300 324, 800 327, 100 328, 000 329, 100 330, 200 331, 300 331
再任用 職員						229, 200

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項、第5項及び第7項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後 の規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の熊本県 技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の 規定による給与の内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を 受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しない こととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (昇給に関する経過措置)
- 切替日後1年間において行われる第2条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の 給与に関する規則第4条第3項の規定による昇給については、同項中「毎年1月1日」とあるのは「平成29年1月1日」と、「同日の属する年の前年の9月30日以前1年間」とあるのは「平成28年1月1日から同年9月30日までの間」と、「同日の翌日 から昇給を行う日の前日」とあるのは「同年10月1日から同年12月31日」とする。 (雑則)
- 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に伴う措置については、 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の適用を受 ける職員の例による
- (熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正) 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年熊本県規

熊本県技能労務職員の相子に属する。 則第34号)の一部を次のように改正する。 門第34号)の一部を次のように改正する。 「一部でする給料月額」の次に「(熊本県技能労務職員の給与に関する規則 の一部を改正する規則(平成28年熊本県規則第4号)附則第4項の規定による給料を 支給される職員にあっては、平成28年3月31日において受けていた給料月額)」を加え、「同日」を「切替日の前日」に改める。

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成28年3月1日

熊本県知事 夫 蒲 島 郁

能本県規則第5号

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和37年熊本県規則第44号)の 一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次に掲げる」を「交通を遮断することなく行う道路の維持補修等の」 に改め、同項各号を削り、同条第2項中「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各 号に定める額」を「150円」に改め、同項各号を削る。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。